川崎市業務委託低入札価格調査取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、競争入札により業務委託の契約を締結しようとする場合において、著しく低い価格をもって申込みをした者があったときの落札者の決定のための調査（以下「低入札価格調査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第２条　低入札価格調査の業務委託は、財政局資産管理部契約課で発注する、政府特定調達契約の対象となる契約案件及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者と決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）による契約案件とする。

（調査基準価格）

第３条　競争入札に付そうとするときは、契約ごとに、低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を定めるものとする。

（価格失格基準）

第４条　第２条に規定する対象案件の競争入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者又は有効な価格で入札をした総合評価点の最も高い者（以下「最高評価入札者」という。）で、前条の、調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者のうち、調査基準価格に１００分の９５を乗じて得た額を下回った者は失格とする。

２　前項の規定にかかわらず、財政局長が特に必要と認める場合は、価格失格基準を定めないことができるものとする。この場合は、当該案件の入札の公告において明示するものとする。

（調査の対象及び実施）

第５条　入札の結果、予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについての調査を行うものとする。

（低入札価格調査委員会）

第６条　前条の調査を行うため、川崎市業務委託低入札価格調査委員会を設置する。（以下この条から第７条までにおいて「委員会」という。）

(1) 委員会は、財政局資産管理部長、財政局資産管理部契約課長及び契約課係長並びに契約発注部局等の関係課長及び係長をもって構成する。

(2)　委員会に委員長を置き、財政局資産管理部長をもって充てる。

(3)　委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(4)　委員会の事務局は、財政局資産管理部契約課に置く。

（調査の内容）

第７条　委員会は、次の内容のうち必要な項目について事情聴取、関係機関への照会等の調査を

行うものとする。

(1)　入札者がその価格により入札した理由及び入札価格の内訳

(2)　当該入札者の履行能力に関する事項

(3)　当該入札者の経営状態、信用状況等に関する事項

(4)　その他必要な事項

２　委員長は、調査の結果を財政局長に報告するものとする。

（調査結果に関する措置）

第８条　前条の規定による調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認めるときは、最低価格入札者を落札者と決定し、そのおそれがあると認めるときは，当該調査結果について川崎市契約審査委員会規程（昭和３９年川崎市訓令第１５号）に定める契約審査委員会の審査を受けなければならない。

２　契約審査委員会の審査の結果、最低価格入札者を落札者としないことを決定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

３　前項の次順位者が調査基準価格を下回る価格による入札者である場合は、その者を第５条に規定する最低価格入札者とみなし、本取扱要領を適用する。

４　第２項の規定により落札者を決定することができないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、第１項の規定により落札者としないことを決定した入札者を再度入札に参加させないものとする。

（落札の通知）

第９条　前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者（以下「落札者」という。）及び入札参加者に対して、必要な通知等をしなければならない。

（入札参加者への周知）

第１０条　この要領に定める取扱いの円滑な実施を図るため、業務委託の入札に当たっては、当該入札が低入札価格調査の業務委託である旨を入札参加者に周知するものとする。

（調査基準価格等の公表）

第１１条　調査基準価格及び調査結果は公表するものとする。

２　調査基準価格の公表は、落札者決定後行うものとする。

（総合評価一般競争入札）

第１２条　総合評価一般競争入札による場合において、第５条中「予定価格の制限の範囲内の最低の価格が調査基準価格を下回る価格であったとき」とあるものを「最高評価入札者の入札価格が調査基準価格を下回る価格であったとき」と、「その価格の入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）」とあるものを「その最高評価入札者」と、第８条中「最低価格入札者」とあるものを「最高評価入札者」と、「予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最低価格入札者以外の者のうち最低の価格で入札した者」とあるものを「予定価格の制限の範囲内の価格で入札した最高評価入札者以外の者のうち総合評価点の最も高い者」と読み替える。

（その他）

第１３条　この要領に定めのない事項については、財政局長が定める。

附　則

この要領は、平成２３年１２月２６日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１１月１８日から施行する。